

令和8年度
地域密着型サービス整備事業者公募要項
(令和9年度整備分)

令和8年4月

坂戸市

— 目 次 —

| | 頁 |
|-----------------------------------|----|
| 1 公募の趣旨 | 1 |
| 2 公募する事業 | 1 |
| 3 応募資格及び要件 | 1 |
| 4 施設整備に係る公的補助について | 2 |
| 5 募集からサービス提供開始までのスケジュール | 2 |
| 6 応募手続き | 2 |
| 7 選考及び審査方法 | 7 |
| 8 結果の通知について | 7 |
| 9 留意事項 | 7 |
| ・適合審査 評価基準表 | 9 |
| ・一次審査 評価基準表 | 10 |
| ・二次審査 評価基準表 | 11 |

1 公募の趣旨

地域密着型サービスは、要支援者、要介護者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう創設されたサービスです。

坂戸市では、高齢者が要支援、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図るため、「坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」で定めた整備目標に基づき、地域密着型サービスの整備を進めます。

本公募は、より質の高いサービス提供体制の確立及びより良いサービス提供が見込まれる事業者を公平・公正かつ適正に選定するために行うものです。

2 公募する事業及び整備数

- (1) 事業：定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 整備数：1事業所

3 応募資格及び要件

(1) 応募資格

- (ア) 応募時点で法人格を有していること。
- (イ) 選定された場合、当該事業の運営主体となること。
- (ウ) 介護保険法第78条の2第4項各号に該当しないこと。
- (エ) 代表者が被後見人でないこと。
- (オ) 法人と代表者が税金等を滞納していないこと。
- (カ) 坂戸市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団でないこと。また、役員等が同条第2号に掲げる暴力団員でないこと。
- (キ) 本市高齢者福祉課介護保険係への事前相談を済ませていること。

(2) 応募要件

- (ア) 介護保険関係法令はもちろんのこと、都市計画法、建築基準法、消防法等の整備に関するあらゆる法令等を遵守した事業であること。
- (イ) 当該事業所の利用者を原則として坂戸市民に限定すること。
- (ウ) 選考後は、速やかに整備に着手し、坂戸市が指定する年度内に事業運営が開始できること。
- (エ) 事業所の計画地については、用地が確実に確保できるとともに、関係法令等に基づき必要な許可等が得られる用地であること。また、(根) 抵当権・地上権等が設定されている場合については、抹消が確実なものを除き認められないものとする。
- (オ) 用地については、安心・安全が確実に担保される建物が建てられるよう、事前に各関係機関等に確認を行うこと。
- (カ) 土地・建物等が借地・借家の場合については、所有者との十分な協議を行い、賃貸に関する基本的合意を得たうえで、書面で証明できる形（賃貸借契約書の写し又は確約書）にすること。
- (キ) 施設整備や開設準備だけでなく、事業運営に関しても十分な資金が確保されてお

- り、長期間にわたり健全で安定したサービスの提供が可能であること。
- (ク) 施設整備や開設準備において、融資をうける場合は、金融機関から融資の見込みがあること。
- (ケ) 事業計画等について、計画地の自治会や周辺住民等に十分な説明を行ったうえ、同意を得ていること。
- (コ) 福祉関係事業を推進することに鑑み、坂戸市の行う施策や行事等には積極的に参加するものとし、本市の福祉に貢献する意欲を有していること。

4 施設整備に係る公的補助について

- (1) 公募するサービスの整備にあたっては、埼玉県「地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」を活用し、予算の範囲内で補助する予定です。ただし、現時点では、令和9年度における補助制度の実施及び採択要件等は未定であり、場合によっては補助金が交付されないことも想定のうえ、応募してください。
- (2) 市単独の補助金はありません。
- (3) 国や県から施設整備や開設準備に係る補助金等を受けた場合における補助対象事業や購入資産については、後年度に渡って法律による制限があります。

5 募集からサービス提供開始までのスケジュール

| 期日 | 内容 |
|--------------|---------------------------------------|
| 令和8年4月20日(月) | 公募要項等配布開始 ※HP公開 |
| 令和8年5月20日(水) | 質問受付締切 |
| 令和8年5月29日(金) | 質問回答予定 |
| 令和8年6月17日(水) | 事前相談締切 |
| 令和8年6月18日(木) | 申込受付開始 |
| 令和8年7月17日(金) | 申込受付締切 |
| 令和8年7月～9月 | 適合審査・1次審査実施 |
| 令和8年10月～11月 | 坂戸市地域密着型サービス事業者等選定委員会による審査。市長が事業者を採択。 |
| 令和8年10月～12月 | 採択通知発送 |
| 令和9年度中 | サービス提供開始 |

6 応募手続き

(1) 各関係機関への相談・確認

本市高齢者福祉課介護保険係以外の計画上許可等が必要となる機関への事前相談や確認作業を行ってください。

消防法等に基づく必要な設備（消火器、スプリンクラー設備等）については、設置予定地を所管する消防署に事前に相談してください。

(2) 公募要項等に関する質問及び回答

公募要項等に関する質問を受付し、市で書面回答をします。質問がある場合は、別添の「質問票」を提出してください。提出方法は、窓口持参又は事前連絡の上でのメールのみとします。質問及び回答のスケジュールにつきましては、前頁の「5 募集からサービス提供開始までのスケジュール」の記載のとおりとなります。

(3) 本市高齢者福祉課介護保険係への事前相談

あらかじめ電話予約のうえ、下記の資料を持参し、公募締切日の1か月前までに事前相談を行ってください。

※本公募の申し込みに当たっては、**事前相談が申請要件となります。**

※設計業者又は不動産業者のみによる事前相談は受付けないため、必ず法人の代表者又は事業責任者が来庁してください。

(ア) (1) の結果（現時点の状況をまとめたもの）

(イ) 事業概要書

(ウ) 事業地の周辺地図

(エ) 事業建物の図面

(オ) その他資料（説明するのに必要となるもの等）

(4) 応募受付期間

令和8年6月18日（木）～ 令和8年7月17日（金）

（土曜・日曜・祝日を除く。）

9時00分から17時00分まで（時間厳守）

※応募書類は必ず持参してください。郵送等による応募は受付できません。また、応募書類は、返却できませんのであらかじめご了承ください。

※書類提出の際は、担当者がその場で応募書類の確認を行いますので、電話予約のうえ来庁ください。

(5) 応募受付窓口

〒350-0292

坂戸市千代田一丁目1番1号

坂戸市役所 福祉部 高齢者福祉課 介護保険係

電話 049-283-1331（内線494・634）

(6) 提出部数

正本1部、副本16部

(7) 応募書類

| No. | 書類名称 | 様式 |
|-----|--|--------------|
| 1 | 坂戸市地域密着型サービス事業者公募申請書 | 様式1 |
| 2 | 地域密着型サービス事業計画概要書 | 様式2 |
| 3 | 実施予定事業の定員・従業者等の計画 | 様式3 |
| 4 | 開設までのスケジュール | |
| 5 | 法人代表者・事業管理者（所長・施設長等）の経歴書 ※資格等を証する書類を添付すること。 | 様式4 |
| 6 | 法人の概要 | 様式5 |
| 7 | 法人登記簿謄本（3か月以内に発行のもの） | |
| 8 | 法人の定款 | |
| 9 | 役員名簿 | 様式6 |
| 10 | 評議員一覧表 | 様式7 |
| 11 | 事業計画提案書 | 様式8 |
| 12 | 就業規則、給与規定 | |
| 13 | 既存施設等の運営状況（既存施設がある場合） | |
| 14 | 法人の収支予算書（最新のもの） | |
| 15 | 法人の決算報告書（過去3年間分） | |
| 16 | 資金計画・収支計画（短期・長期） | 様式9 |
| 17 | 借入金返済計画書 | 様式10 様式11 |
| 18 | 預金残高証明書 | |
| 19 | 法人については、法人市民税・法人事業税・法人税及び消費税（地方消費税含む）の国・各都道府県及び市町村税の課税証明書及び納税証明書 | |
| 20 | 代表者については、市県民税（住民税）の課税証明及び納税証明書（新たに固定資産を取得する場合については、固定資産税の課税証明及び納税証明書）※完納証明でも可とする。 | |
| 21 | 計画地の登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの） 既存建物を改修する場合は建物登記事項証明書も必要 ※（根）抵当権・地上権等が設定されている場合については、抹消が確実なことが分かる書類も添付すること。 | |
| 22 | 公図（区画整理区域の場合は仮換地証明書及び仮換地位置図（重ね図））※対象地域を赤線で囲むこと。 | |
| 23 | 売買（賃貸借）契約書の写し又は確約書 ※相手方の「印鑑登録証明書」、「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」を添付すること。 | |
| 24 | 計画地の周辺地図（1/5000程度と1/1500程度の縮尺のもの両方） | |

| | | |
|----|---|--------|
| 25 | 建物の平面図（設備名、用途、室別面積（内法及び壁芯）及び廊下幅、手すり間幅の入ったもの） ※「各室面積表（内法及び壁芯）」を添付すること。 ※車椅子対応洗面設備及び車椅子対応トイレはわかるよう図面に記載すること。 | |
| 26 | 建物の立面図 | |
| 27 | 建物の配置図 ※車両出入口、駐車場、建設予定地と隣接する敷地及び道路との高低差を記載すること。 | |
| 28 | 計画地及び周辺写真 ※写真に撮影方向を図示した敷地配置図等も添付すること。 | |
| 29 | 各関係機関事前協議報告書 ※所管する消防署に事前に相談すること。 ※協力医療機関、協力歯科医療機関の協力同意書等を添付すること。（様式は任意） ※開発等で許可が必要な場合については、許可の見込みについて記載すること。 | 様式 1 2 |
| 30 | 地元説明会等議事録及び個別訪問説明等の記録 ※事業の計画について同意の状況について記載すること。 | |
| 31 | 隣接地権者の同意書（工事を伴う新設を行う場合） ※事業の計画について同意の状況について記載すること。 | |
| 32 | 計画地区の自治会の同意書 ※事業の計画について同意の状況について記載すること。 | |
| 33 | 誓約書 | 様式 1 3 |
| 34 | 代表者及び開設予定地の土地等の所有者の登記されていないことの証明書 ※法務局が発行する「後見登記ファイル」に成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明 ※寄付、購入、借地、借家のいずれの場合も同様 | |
| 35 | 指定地域密着型サービス事業所指定申請書 ※様式は、厚生労働省 HP「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」ページ内の「2.指定申請様式等の使用原則化」からダウンロードすること。 | |
| 36 | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※職種、勤務形態等を詳細に記載すること。 | 様式 1 4 |
| 37 | 金融機関等との協議状況が分かる資料等（融資をうける場合） ※融資の見込みについて記載すること。 | |

※ 計画の遂行途中において土地の状態や状況によって計画が変更もしくは中止することのないよう、事前に各関係機関等に確認をしてください。

(8) 応募書類作成上の注意事項

(ア) 応募書類については、正副ともにフラットファイル又はチューブファイルを使用し、A4サイズ左穴あけ綴りとしてください。

(イ) フラットファイル又はチューブファイルの表紙及び背表紙に「地域密着型サービス事業者公募申請書」と明記し、その次に法人名を記入してください。

(ウ) 各書類の間に仕切紙を挟み、これに書類番号や文字等を記入したインデックスを貼り付けてください。

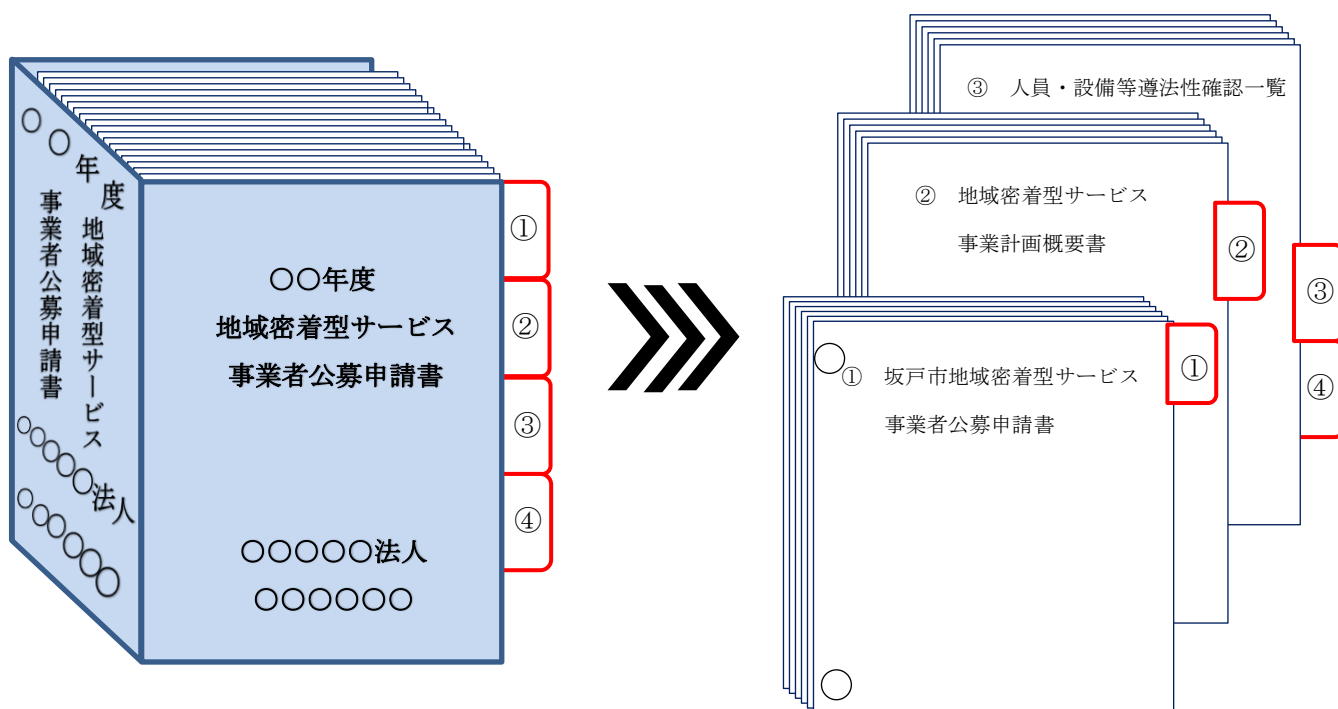
(エ) 書類は原則としてA4判縦、両面印刷とし、図面についてはA3判横まで可とします。

※構成上やむを得ない場合は、一部片面印刷を認めます。

※A3判のものは、A4サイズに畳んで綴じてください。

(オ) 応募書類には、通しのページ番号をフッターの中央にふってください。

※(ウ)でインデックスを付けた仕切紙には、ページをふらないでください。



7 選考及び審査方法

(1) 選考方法

応募書類に基づき、「坂戸市地域密着型サービス事業者等選定委員会」において審査を行った上、市長が事業者を選定するものとします。

(2) 審査方法

(ア) 適合審査

公募要項、法定基準に適合しているか否かの審査及び財務状況の審査を「適合審査評価基準表」(P.9)により実施します。適合審査の評価が全て「適」の場合、一次審査対象とします。

(イ) 一次審査

応募内容による加点評価を「一次審査 評価基準表」(P.10)により実施します。応募者が多数の場合は、評価点上位2者を二次審査対象とします。評価点が高点の場合は、「法人の財務状況」の配点上位者を二次審査対象とします。「法人の財務状況」においても同点の場合は、同点の事業者全てを二次審査対象とします。

(ウ) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

「坂戸市地域密着型サービス事業者等選定委員会」で計画内容等に関するプレゼンテーションを行っていただき、その後ヒアリングを行います。評価は「二次審査評価基準表(プレゼンテーション及びヒアリング)」(P.11)により実施します。

※プレゼンテーションに使用する資料やプレゼンテーション用の電子データ等についても市への提出物となります。

※二次審査の日程や追加の提出物等は、二次審査対象の事業者にのみ連絡します。

8 結果の通知について

選考の結果については、応募者に対して文書で通知します。審査内容及び選考結果等は、窓口・電話等でのお問合せには一切応じかねますのであらかじめご了承ください。

9 留意事項

(1) 応募書類の提出をもって、応募資格及び要件等公募内容について承諾したものとみなします。

(2) 応募書類の提出以降は、事業者の都合による書類・資料の差替え、内容の変更等は認められません。ただし、市が必要であると判断した場合については、追加資料の提出を求めます。

(3) 提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却できません。

(4) 提出された応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は事業者の公表等必要な場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。

(5) 提出された応募書類及びプレゼンテーション資料(電子データ含む)は、坂戸市情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。(原則として、個人に関する情報や応募者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く)。

(6) 応募書類の提出に要する費用については、選考結果に関わらず、市は一切負担しません。

- (7) 選考結果は、介護保険法第42条の2第1項本文の指定を確約したものではありません。
- (8) 選考結果の通知以降であっても、整備計画等に重大な不備等があることが判明した場合には、当該結果を取り消します。
- (9) 地元自治会、近隣住人等に説明を行う際は、これから選考があることを十分説明し、事業所の開設が既定であるかのような誤解を与えないよう注意してください。
- (10) 次に該当する場合は、審査を行うことなく不適とします。
- (ア) 応募書類の内容に、重大な不備及び虚偽があると認められる場合
 - (イ) 重要な事項（整備予定地、サービス種別、定員、資金繰り等）の変更があった場合
- (11) 選考後又は指定後の権利譲渡は認めません。
- (12) 選考前までの辞退については、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、法人印の押印がされた辞退届を提出してください。
- (13) 選考後の辞退については、本市の事業計画に大きな支障を来すこととなりますので、応募の際には計画の確実性を精査してください。
- (14) 応募が無かった場合及び事業予定者が決定しなかった場合には、再度公募を行う場合があります。
- (15) 公募により選定された事業者は地域密着型サービス事業者としての指定申請を行う必要がありますが、指定申請時において、公募選定時の状況からの変更は原則認められません。
- (16) 選定された事業者は選定後、速やかにボーリング調査を行い、計画の遂行途中において地盤の状態や状況によって計画が変更もしくは中止することのないようにしてください。（新規に施設を建設する場合）
- ※選定後の計画の変更は原則認められません。

【 問 合 せ 】

坂戸市役所 福祉部 高齢者福祉課 介護保険係
〒350-0292
坂戸市千代田一丁目1番1号
電話：049-283-1331（内線634）